公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 安全・適正就業推進員要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、会員の健康の増進と安全・適正な就業を確保するため、公益社 団法人沖縄市シルバー人材センター安全・適正就業推進員(以下「推進員」という。) の取り扱いを定めることを目的とする。

(選任)

第2条 推進員は、1名とし、理事長が選任する。

(職務)

- 第3条 推進員は、次の各号に掲げる事項について、委員会の指示を受けて管理し推 進するものとする。
 - (1) 会員の安全・適正就業推進計画及び就業途上の事故防止計画の策定
 - (2) 会員の安全講習、事故防止に関する研修の実施
 - (3) 受注内容の安全・適正確認及び就業内容の検討
 - (4) 就業場所の巡回による安全・適正就業の技術指導
 - (5) センター会員等の受傷等に対するフォローアップの実施
 - (6) 事故要因分析及び事故発生事例の周知等による再発防止活動の実施
 - (7) 健康保持、健康管理等に対する指導
 - (8) 適正就業に関すること。
 - (9) その他、安全・適正就業推進に関すること。
- 2 推進員は、常に職務を遂行するため、必要な知識を習得し、研修会等に参加する ものとする。
- 3 推進員は、安全・適正管理の上で、特に必要のある時は、委員会に報告し、意見 を具申するものとする。

(任期)

- 第4条 推進員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 推進員が欠けた場合の補欠の推進員の任期は、前任者の在任期間とする。

(巡回指導)

第5条 推進員は、第3条の職務を遂行するため、必要に応じ会員の就業現場の巡回 指導を実施し、安全・適正就業の指導・点検をするものとする。

(報告)

第6条 推進員は、活動状況について、委員会に報告する。

(事務局との連携)

第7条 推進員は、事務局と連携し、会員の健康と安全・適正就業の確保に努める。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか推進員の運営に必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

局長 担当者 安全記録日誌 年月日 訪問日時 推進員 整理番号) (現場名 巡 業種 回 先 希望 意 見 安全就業の指導事項 点 検 事務局の対応 備 考